

NOSAI は農家のために!!

園芸施設共済へのご加入にあたって

この説明書は、園芸施設共済へ加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい重要事項です。ご熟読をお願い申し上げます。

- NOSAI で実施している農業保険事業は、農家（以下「ご契約者」といいます。）が不慮の事故によって受ける損失を補てんして農業経営の安定をはかることを目的とした公的農業保険制度です。
- 事業の運営は、NOSAI および国で行っています。NOSAI と国は保険関係を結ぶことにより2段階での危険分散をはかっています。
- 掛金はご契約者と国が拠出し、ご契約者が被害を受け損害額が小損害不填補の基準を超えたときは、拠出された掛金の中から共済金を支払います。なお、被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。※掛金と一緒に賦課金（事務手数料）をご負担していただきます。
- 大災害等で共済金の支払財源に不足が生じた場合は、共済金支払額の一部が削減される場合があります。
- ご契約者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生の通知を怠ったときおよび故意、重大な過失によって事実に反する通知をしたときなど組合規程に違反した場合は、共済金支払額の全部または一部を支払わない場合があります。
- 園芸施設共済と他保険等に重複加入している場合、不当利得防止のため支払額が按分調整されることがあります。
- NOSAI が保有する各種情報については、必要に応じてご契約者の皆様に公開し、健全な事業運営に努めます。
- 加入申込書記載事項やその他知り得た個人情報は、NOSAI が受け取った判断、共済金支払額の算定、各種サービスの提供・充実を行つるために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の保険事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することができます。
- 経営移譲などにより、加入している共済の名義に変更が生じた場合は、届出が必要となります。何らかの事情により、名義を変更する事案が発生した場合は、まずは最寄りのNOSAIまでご連絡ください。

<金融サービス提供法に係る重要事項説明書>

連絡先

北支所

〒377-0203
渋川市吹屋370 1階
TEL.0279-26-2600
FAX.0279-26-2601



中央支所

〒371-0847
前橋市大友町1-3-12
農業共済会館1階
TEL.027-254-2070
FAX.027-254-2077

東支所

〒373-0806
太田市龍舞町589-3
TEL.0276-47-5600
FAX.0276-47-5601

西支所

〒370-0084
高崎市菊地町563
TEL.027-344-2181
FAX.027-344-2184



本所

前橋市大友町1-3-12
TEL.027-251-5631

家畜診療所

渋川市吹屋370 2階
TEL.0279-26-9550

(2026年)

園芸施設共済



▲組合HPはこちら



©群馬県 ぐんまちゃん
00090-10

群馬県農業共済組合



ノーサイくん

加入できるのは？

園芸用ハウス（特定園芸施設）の補償に加え、ご希望のオプションを追加してご加入いただけます。

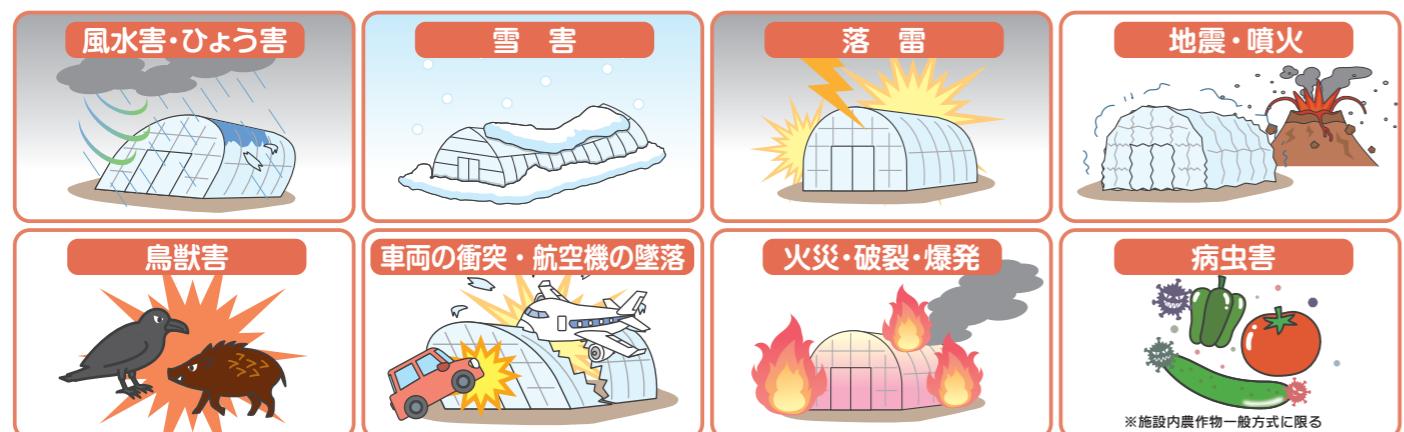


※農作物の栽培を目的とした園芸用ハウスの設置面積の合計が100m²以上の方が加入できます。

※復旧費用および撤去費用はハウスごとに選択できます。

どんな事故が対象になるの？

風害、雪害、地震等の自然災害に加え、火災・爆発、鳥獣害、車両の衝突や航空機の墜落等も補償となります。



支払対象とならない事故

- 老朽化によって生じた損害
- 通常すべき管理、損害防止の義務を怠ったとき
- 損害発生の通知を怠った場合や不実の通知をした場合
- 故意または重大な過失による損害
- 盗難やいたずらによる損害
- 損害額が選択された小損害不填補の基準を超えない場合
- 未被覆期間における施設内農作物の損害
- 生理障害および薬害

付保割合（補償割合）の選択

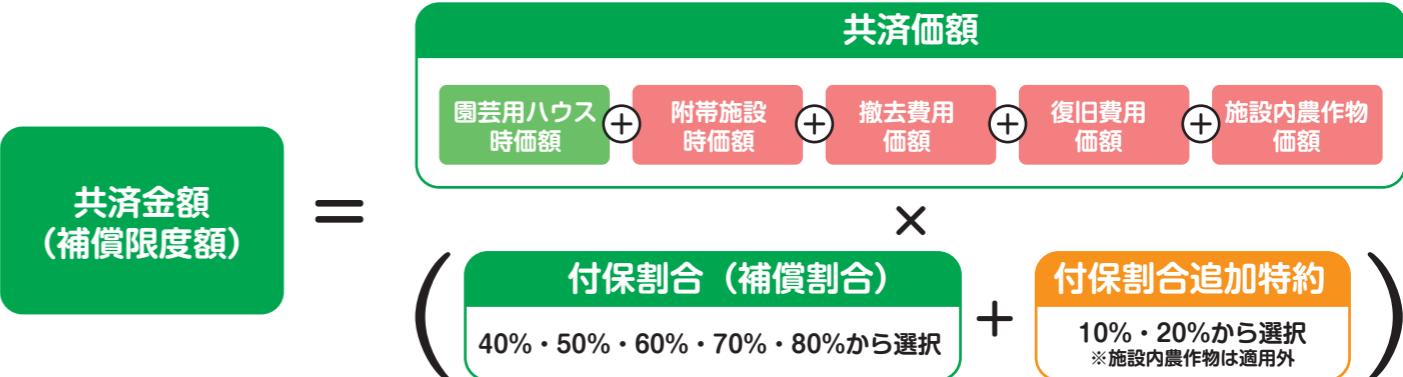
付保割合（補償割合）

ハウスごとに40%から80%の範囲で選択できます。

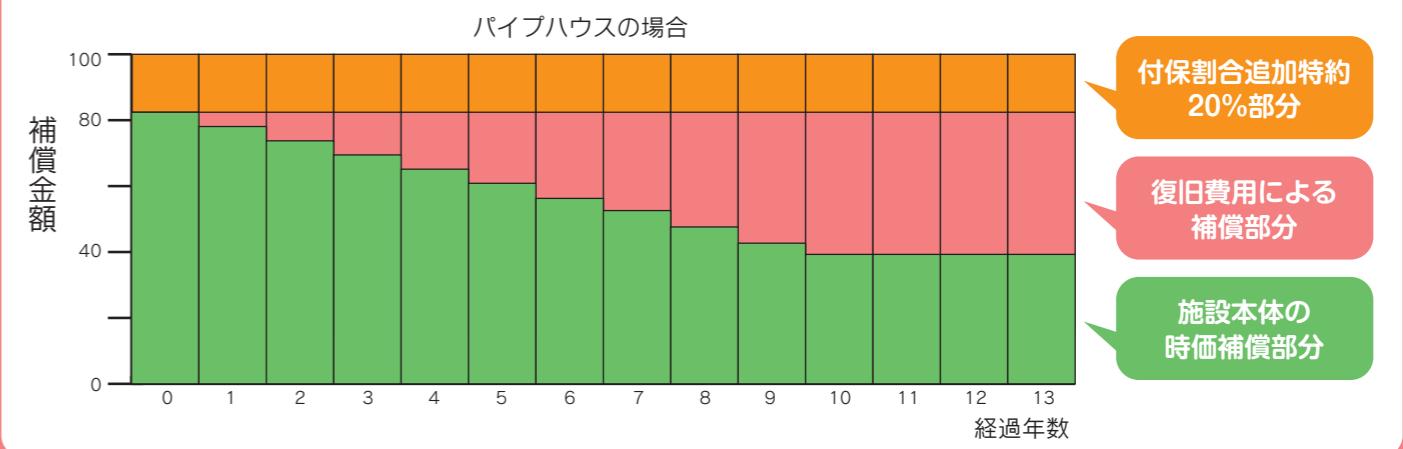
付保割合追加特約

付保割合80%を選択した場合に限り、10%または20%の付保割合を追加することが出来ます。

※施設内農作物は付保割合追加特約の適用外です。



復旧費用と付保割合追加特約をつけて手厚い補償！
最大で再建築価額（新築価額）まで補償します



小損害不填補の基準額の選択

小損害不填補の基準

ハウスごとに算定した損害額が加入時に選択した小損害不填補の基準額を超えたときに共済金をお支払いします。

高い基準ほど掛金が安くなるため、大きな被害のときだけ補償を受けたい場合は高い基準を選択いただくことで掛金等を安価に抑えることが出来ます。

小損害不填補の基準額

特約1万円	3万円 または 共済価額の5%	10万円	20万円	50万円	100万円
-------	-----------------------	------	------	------	-------

1万円を超える被害から支払対象になります

基本

掛金を抑えたい方に

園芸用ハウス

本体と被覆材が対象です。時価額補償のため、古くなるにつれ時価額が下がります。時価額は、本体の価額の50%、被覆材は価額の25%が下限です。

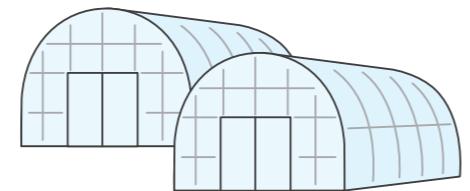
共済金の計算

●本体

本体の時価額 × 損害割合 × 付保割合

●被覆材

被覆材の時価額 × 損害割合 × (100% - 自然消耗割合) × 付保割合



※損害割合はNOSAI職員がハウスごとに損害評価を行い算出します。

※自然消耗割合は契約開始日から被害を受けた日までに被覆材が劣化した分を考慮した割合です。

※価額は国の基準を適用します。本体については見積書等の価格を基に加入することができます。

附帯施設

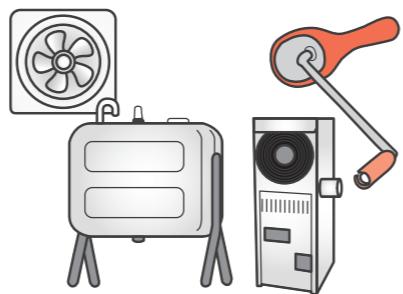
ハウスに設置されている栽培用の設備（かん水施設等）が対象です。時価額補償のため、古くなるにつれ時価額が下がります。時価額については価格の50%が下限です。

共済金の計算

①修繕費 × 時価現有率 × 付保割合
②附帯施設の時価額 × 付保割合

①②のうち低い方が適用されます。

※業者の見積書等をNOSAIに提出していただく必要があります。



撤去費用（被覆材除く）

被覆材を除く本体を解体、撤去する費用が対象となり、撤去に要した金額が100万円を超えたとき、または損害割合が50%（ガラス室は35%）を超えたときに共済金が支払われます。

撤去に要するmあたりの価額は、ハウスの種類ごとに設定されています。

ガラス室	1,200円
エコノミーハウス 鉄骨ハウス	880円

パイプハウス 多目的ネットハウス	290円
---------------------	------

共済金の計算

①撤去費用の領収書 × 付保割合
②撤去費用の価額 × 損害割合 × 付保割合

①②のうち低い方が適用されます。

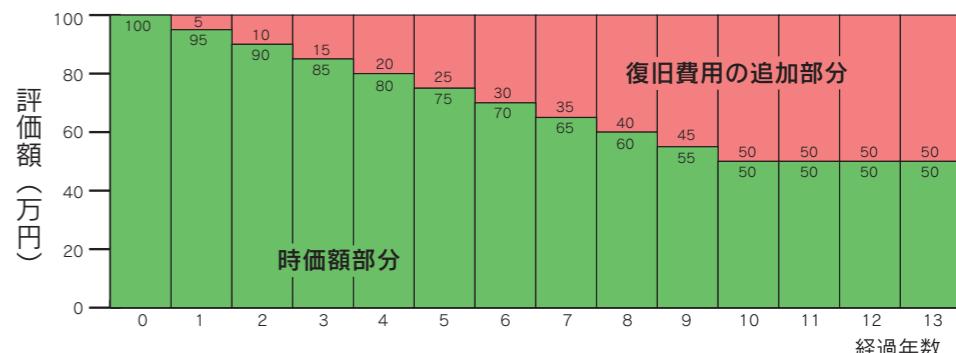
※業者の領収書等をNOSAIに提出していただく必要があります。



復旧費用（被覆材除く）

被覆材を除く、本体および附帯施設（附帯施設加入時のみ）の減価償却部分の価額が対象となり、修繕または再建したときに共済金が支払われます。

例：パイプハウスの価額が100万円の場合



共済金の計算

①(領収書の金額 - 園芸用ハウスの被害額(本体)) × 付保割合
②減価償却部分の価額 × 園芸用ハウスの損害割合(本体) × 付保割合

①②のうち低い方が適用されます。（附帯施設も同様）

※業者の領収書等をNOSAIに提出していただく必要があります。

施設内農作物

ハウス内で栽培する農作物の生産費が対象です。一部の作物および育苗用の作物は補償対象外です。

施設内農作物は、次の加入方式があります。

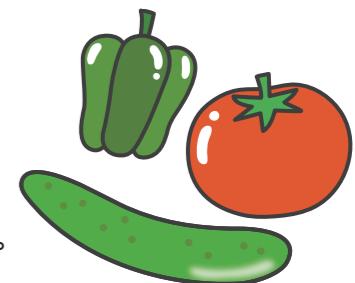
一般方式

P1の対象となる事故がすべて補償対象です。

事故除外方式

P1の病虫害を除く事故がすべて補償対象です。

一般方式に比べて掛金が安くなりますが、加入に一定の条件があります。



共済金の計算

農作物の生産費 × 損害割合 × 付保割合

※施設内農作物は付保割合追加特約の適用外です。

※損害割合は生育ステージにより異なります。収穫開始直前が最も高くなり、収穫終了に近づくにつれ低くなります。

※病虫害の場合は、病虫害ごとに60%から100%の分割割合が設定されており、適用される分割割合分の共済金が減額されます。

施設内農作物の補償をさらに良くしたい方は…

▶▶▶ 園芸施設共済とあわせて収入保険の加入をオススメします！

収入保険は、青色申告を行っている農家が加入でき、農作物の販売収入の減少を補償する制度です。生産費補償の園芸施設共済に比べ、大幅な補償の充実につながるため、ハウス等の施設は園芸施設共済に、施設内農作物は収入保険に加入することにより、いっそうの経営安定を図ることができます。

※収入保険に加入する場合には、園芸施設共済に施設内農作物のオプションを付けることはできません。

1年ごとに加入の見直しができます！

補償期間は、被覆期間・未被覆期間を合わせて1年間となっています。そのため、1年ごとに加入内容の見直しや休業する際に一旦加入を取止める等柔軟に対応ができます。さらに、未被覆期間については被害に遭いにくいため、掛金は非常に安くなっています。

もし、補償期間中に増改築等（被覆材、附帯施設や施設内農作物の変更含む）に伴い、増改築後の価額に基づく補償を受けたい場合は補償期間中でも引受内容の変更が可能です。

ご注意

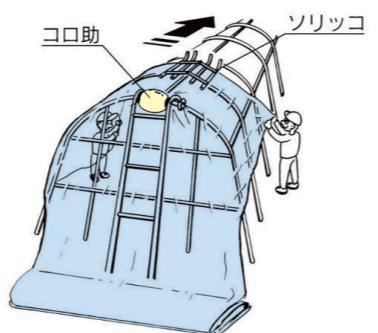
被覆期間の変更・増改築等が発生した際には、速やかにNOSAIへご連絡ください。連絡が損害発生の連絡よりも後になった場合には、共済金の一部をお支払いできなくなる場合がございます。また、引受内容の変更に伴い掛金等の追加支払い、または返還が発生する場合があります。

被覆期間の変更に伴い掛金等の追加支払いが発生した場合の払込期限は、変更連絡をされた日の翌日から2週間以内となります。期限内に納入されない場合には、共済金の全てが免責となります。

損害防止事業を実施しています！

損害の未然防止と発生した損害の拡大を防ぐために、ご契約者には損害防止用品を配付します。

また、フィルム張替機「コロ助セット」を無料で貸し出します。



掛金の半分を国が負担しています！

共済金額が1億6千万円を超えるまで、掛金の半分を国が負担します。

また、ご契約者ごとに過去の損害率に応じて掛金率を設定します。

掛金等の計算

$$\text{共済金額} \times \text{掛金率} \times \text{補償期間} \times 1/2 \text{ (国の負担分)} + \text{事務費}$$

※下記の加入方式および特約には国の掛金負担がありません。

- ・復旧費用
- ・付保割合追加特約
- ・小損害不填補1万円特約



掛金等の割引制度があります！

●集団加入による割引

生産出荷団体等、集団で園芸施設共済にご加入いただくと掛金等を割引いたします。

＜割引率および条件＞

一斉加入受付を行い、構成員の加入割合が一斉加入受付前より増加するとともに8割を超えた場合

▶▶ **掛金の5%を割引**

10人以上の構成員が一斉加入受付を行った場合

▶▶ **事務費の20%を割引**

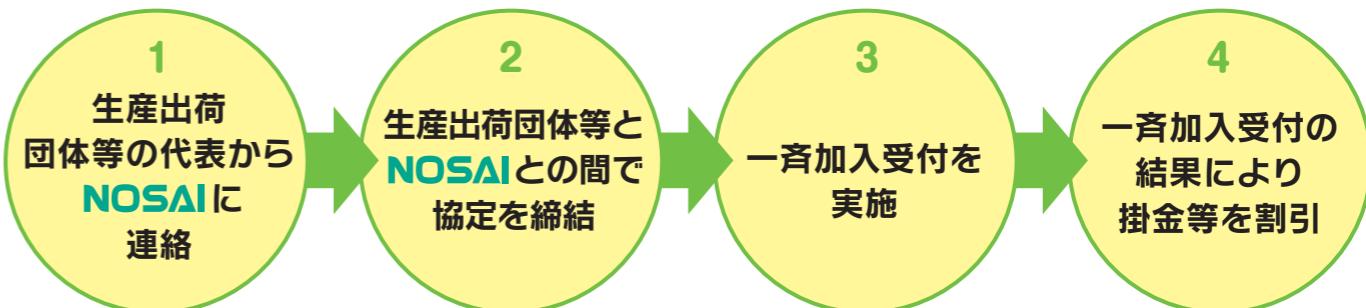
5人以上9人以下の構成員が一斉加入受付を行った場合

▶▶ **事務費の10%を割引**

※一斉加入受付とは、特定の期間内に生産出荷団体等の構成員の方々に所定の会場へお集りいただき、加入受付を行うことです。

※集団加入による割引を行うにあたって、生産出荷団体等の代表者様と協定を締結いたします。

＜集団加入の手順＞



●パイプハウスの割引

＜割引率および条件＞

骨格の主要な部分が31.8mm以上の径のパイプにより造られているパイプハウス

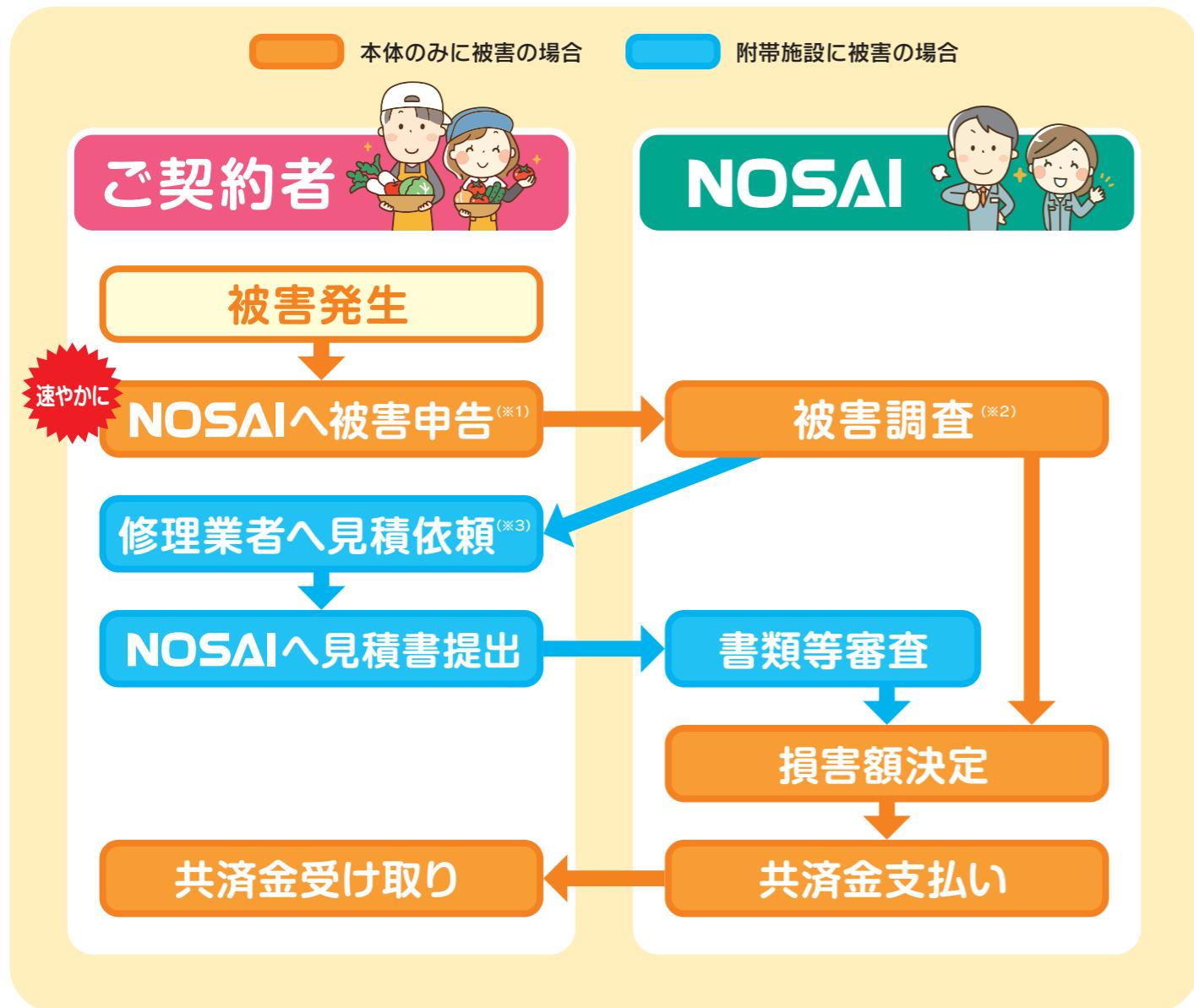
▶▶ **掛金の15%を割引**

※上記以外に、補強されているパイプハウスについても掛金の割引制度があります。

NOSAI 職員の現地確認により条件を満たしたパイプハウスが割引対象となります。

被害にあつたらすぐ NOSAIにご連絡ください

被害申告の連絡を受けた後、NOSAIが被害調査を行います。
被害発生時には速やかにご連絡くださいますようお願いいたします。



- ※1 被害申告が遅れると共済金をお支払いできない場合があります。
- ※2 被害が多発した場合には、被害調査にお時間をいただく場合がありますのでご了承ください。全損被害の際は、ご契約者から事故の日付や被害画像等をメール等で送信していただくことで、NOSAIの被害調査を行うこともあります。
- ※3 附帯施設に被害が発生した場合は修理業者の見積書等が必要になります。

補償のイメージ

●耐用年数経過後の1,000万円のハウス本体が全損した場合



時価補償のみ

時価補償部分

共済金
400万円

時価補償+復旧費用

時価補償部分

復旧費用部分

共済金
800万円

時価補償+復旧費用
+
付保割合追加特約

時価補償部分

復旧費用部分

付保割合
追加特約
部分

共済金
1,000万円

特約へ加入すると、同価値のハウスを再建する費用の自己負担分の軽減につながります。
万が一に備えて、充実した補償内容で加入をご検討ください。

掛金等のイメージ

●耐用年数経過後の1,000万円の鉄骨ハウスの場合

時価補償のみ
27,100円

時価補償
+
復旧費用
57,000円

時価補償
+
復旧費用
+
付保割合追加特約
76,300円



○試算条件

- ・補償額は全損した場合の支払額となります。
- ・付保割合は8割、付保割合追加特約は2割、小損害不填補の基準は3万円または共済価額の5%を選択したもので計算しています。
- ・ハウス本体は耐用年数経過後で計算しています。
- ・1年契約（被覆期間1年）で計算しています。

- ・掛金等は、農家負担掛金と事務費の合計額です。
- ・標準的な掛金率を適用しています。
- ・掛金等はご契約者や施設ごとに変わるために、記載の金額とは異なる場合があります。

加入の目安 (100m²あたりの共済金額と掛金等)

パイプハウス



特約を付けない
基本的な
補償内容です

復旧費用や
付保割合追加特約等を
つけて補償を充実
させたプランです

本体築年数	標準プラン		充実プラン	
	共済金額	掛金等	共済金額	掛金等
新築	41万円	5,233円	54万円	7,853円
5年	33万円	4,304円		8,074円
10年以上	26万円	3,375円		8,295円

雨よけハウス



本体築年数	標準プラン		充実プラン	
	共済金額	掛金等	共済金額	掛金等
新築	36万円	6,897円	48万円	10,124円
5年	29万円	5,520円		9,550円
10年以上	21万円	4,145円		8,977円

エコノミーハウス



特約を付けない
基本的な
補償内容です

復旧費用や
付保割合追加特約等を
つけて補償を充実
させたプランです

本体築年数	標準プラン		充実プラン	
	共済金額	掛金等	共済金額	掛金等
新築	68万円	6,142円	94万円	9,191円
7年	54万円	4,929円		8,914円
15年以上	40万円	3,614円		8,616円

鉄骨ハウス



本体築年数	標準プラン		充実プラン	
	共済金額	掛金等	共済金額	掛金等
新築	138万円	8,126円	182万円	11,853円
7年	108万円	6,351円		12,666円
15年以上	75万円	4,428円		13,546円

- 標準プランは付保割合80%の契約で算出しています。
- 充実プランは付保割合80%、付保割合追加特約20%、復旧費用、撤去費用の契約で算出しています。
- 被覆材は新品の農POフィルムで算出しています。
- 標準的な掛金率で計算しています。
- 1年契約（被覆期間1年）で計算しています。